

名古屋国税職員労働組合審査会規則附則第三条第一項に規定する審査会長による提案の議決に基づき、名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十一年十二月二十八日

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を改正する規則

名古屋国税職員労働組合審査会規則の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「禁治産者又は」を「成年被後見人、」に、「第十一条に規定する準禁治産者」を「第十条の二に規定する被保佐人又は同法第十五条に規定する被補助人」に改める。

第八条第三号中「又は保佐監督人」を「保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日に施行する。